

問 36協定を結べば、労働者には時間外労働を行う
15 義務が生じるのですか？

36協定は、これを締結し届け出た場合には、使用者はその有効期間中は協定の定めるところにしたがって法定労働時間を超えて労働をさせても、労働基準法に違反しないという免罰効果をもつものです。36協定は、労働者が時間外労働を行うことを、直接に義務づけるものではありません（昭63.1.1基発第1号）。

ただし、厚生労働省の解釈例規は、36協定とともに労働協約、就業規則等の根拠があれば、時間外労働の命令に従う義務が生じるとしていません（昭63.1.1基発第1号）。裁判例でも、就業規則において36協定の業務上の範囲内で時間外労働を命じる旨が明確に定められていれば、時間外労働義務が発生するとする考え方が示されていますので、注意する必要があります（日立製作所武蔵工場事件、最高裁第1小法廷判決平3.11.28最高裁判所民事判例集45巻8号1270頁）。したがって、時間外労働を命ずることができる要件や、労働者が時間外労働を拒否することのできる要件などを、36協定や労働協約のなかで定めておくべきでしょう。